平成２６年（フ）第５３４号
大阪府岸和田市天神山町１丁目３番11―405号、前住所大阪府岸和田市上松町3006番地かんまつ728ハイツ602号
債務者　小西　啓州
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５３５号
大阪府和泉市いぶき野３丁目２番７―406号、前住所大阪府和泉市いぶき野３丁目５番７―304号
債務者　新田　真一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５３６号
大阪府和泉市いぶき野３丁目２番７―406号、前住所大阪府和泉市いぶき野３丁目５番７―304号
債務者　新田　京子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５３８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番91―203号
債務者　大浦香奈恵（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５４３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目８番22号
債務者　土原　悦子（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９７６号
札幌市白石区北郷１条10丁目５番10号　ビリオネア11番館205号
債務者　吉村　幸治
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０３２号
北海道北広島市大曲柏葉１丁目９番地25
債務者　江畑　知行
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７８号
札幌市清田区真栄３条２丁目９番１―107号
債務者　大橋　　司
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１８３号
札幌市北区麻生町４丁目７番16号　プロムナード麻生201号
債務者　西納　有紗
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１９８号
札幌市東区伏古11条４丁目７番18号　ルーベデンス伏古101号
債務者　白勢　栄一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２１１号
札幌市厚別区厚別南１丁目３番12号　ララコムひばりが丘Ａ棟103号
債務者　田澤真由美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６号
長崎県諫早市中尾町１番地16、前住所長崎県諫早市多良見町シーサイド２番地381
債務者　光永　利生
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
長崎県諫早市中尾町１番地16、前住所長崎県諫早市多良見町シーサイド２番地381
債務者　光永扶美枝
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
長崎県諫早市飯盛町野中526番地１、前住所長崎県大村市森園町1576番地６
債務者　神尾　和彦
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
北海道室蘭市輪西町１丁目１番９号
債務者　新山　清子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
盛岡市三ツ割字上岩清水20番地４　レオパレスいわしみず102号
債務者　佐々木正光
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３２１号
盛岡市愛宕町15番53号　コーポさわ201号、旧住所盛岡市本町通１丁目10番22号　ビュー１―102号
債務者　玉川　カヨ
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部